

## 新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて  
 (平成 27 年 12 月 21 日財関第 1361 号)】  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第 1361 号 平成 27 年 12 月 21 日 改正 財関第 1596 号 平成 30 年 11 月 30 日 <u>改正 財関第 417 号</u> <u>令和 2 年 3 月 31 日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長から依頼があったことから、平成 28 年 1 月 1 日から、これにより実施されたい。          なお、この通達の実施に伴い「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて」(平成 26 年 11 月 19 日財関第 1185 号)は廃止する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: right;">薬生発 1130 第 2 号 平成 27 年 11 月 30 日 改正 薬生発 1126 第 5 号 平成 30 年 11 月 26 日 <u>改正 薬生発 0318 第 3 号</u> <u>令和 2 年 3 月 18 日</u></p> <p>財務省関税局長 殿  <div style="text-align: right;">厚生労働省医薬・生活衛生局長</div></p> <p>医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">財関第 1361 号 平成 27 年 12 月 21 日 改正 財関第 1596 号 平成 30 年 11 月 30 日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり、厚生労働省医薬・生活衛生局長から依頼があったことから、平成 28 年 1 月 1 日から、これにより実施されたい。          なお、この通達の実施に伴い「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて」(平成 26 年 11 月 19 日財関第 1185 号)は廃止する。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 2px; display: inline-block;">別 添</p> <p style="text-align: right;">薬生発 1130 第 2 号 平成 27 年 11 月 30 日 改正 薬生発 1126 第 5 号 平成 30 年 11 月 26 日</p> <p>財務省関税局長 殿  <div style="text-align: right;">厚生労働省医薬・生活衛生局長</div></p> <p>医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について</p>

## 新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて  
 (平成 27 年 12 月 21 日財関第 1361 号)】  
 (注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)並びに毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の輸入監視につきましては、従来より「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」(平成 26 年 11 月 17 日付け薬食発 1117 第 16 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。)により御協力をお願いしているところではありますが、今般、輸入手続きに関して一部変更を行うため、別添のとおり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」を定め、平成 28 年 1 月 1 日から実施することとしましたので、輸入医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いにつきましては、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止いたします。</p> <p>別添</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領            (平成 30 年 11 月 26 日一部改正)  <u>(令和 2 年 3 月 18 日一部改正)</u></p> <p>第 1・第 2 (省略)</p> <p>第 3 その他            第 2 の税関における確認において疑義が生じた場合には、その都度次の地方厚生局薬事監視専門官に照会されたい。</p> <p>1 函館税関、東京税関又は横浜税関の管轄区域内で輸入されるもの            関東信越厚生局薬事監視専門官</p> <p>2 名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関、長崎税関又は沖縄地区税関の管轄区域内で輸入されるもの            近畿厚生局薬事監視専門官</p>	<p>医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品及び再生医療等製品(以下「医薬品等」という。)並びに毒物及び劇物(以下「毒劇物」という。)の輸入監視につきましては、従来より「医薬品等及び毒劇物輸入監視協力方依頼について」(平成 26 年 11 月 17 日付け薬食発 1117 第 16 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下「旧通知」という。)により御協力をお願いしているところではありますが、今般、輸入手続きに関して一部変更を行うため、別添のとおり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領」を定め、平成 28 年 1 月 1 日から実施することとしましたので、輸入医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いにつきましては、特段の御配慮をお願いいたします。</p> <p>なお、本通知の実施に伴い、旧通知は廃止いたします。</p> <p>別添</p> <p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱要領            (平成 30 年 11 月 26 日一部改正)</p> <p>第 1・第 2 (同左)</p> <p>第 3 その他            第 2 の税関における確認において疑義が生じた場合には、その都度次の地方厚生局薬事監視専門官に照会されたい。</p> <p>1 函館税関、東京税関又は横浜税関で通関されるもの            関東信越厚生局薬事監視専門官</p> <p>2 名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関又は長崎税関で通関されるもの            近畿厚生局薬事監視専門官</p>

## 新旧対照表

【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律又は毒物及び劇物取締法に係る医薬品等又は毒劇物の通関の際における取扱いについて  
（平成 27 年 12 月 21 日財関第 1361 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>（削除）</u></p> <p>なお、これから輸入しようとするものの薬事該当性等に係る事前相談を受けた場合には、輸入を考えている企業等が所在する都道府県等の薬務主管課を紹介されたい。</p>	<p><u>3 沖縄地区税関で通関されるもの</u> <u>九州厚生局沖縄麻薬取締支所薬事監視専門官</u></p> <p>なお、これから輸入しようとするものの薬事該当性等に係る事前相談を受けた場合には、輸入を考えている企業等が所在する都道府県等の薬務主管課を紹介されたい。</p>